

## さいたま市既存ブロック塀等改善事業助成金交付取扱い要領

### 1 趣旨

この要領は、さいたま市既存ブロック塀等改善事業助成金交付要綱（平成31年告示第557号。以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 道路等

要綱第2条第1号に規定する市長が認めるものは次の各号に定めるものとする。

- (1) さいたま市の都市計画、条例及び規則等に基づき設置された公園、広場、及び遊歩道。
- (2) さいたま市教育委員会が定める通学路

### 3 助成対象者

要綱第4条第3号に規定する市長が認めるものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) さいたま市教育委員会が定める通学路に面する助成対象事業のブロック塀等を所有する法人で、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が300人以下の法人。
- (2) 助成対象事業のブロック塀等を所有する団体で、さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例第2条第2号に規定する団体。
- (3) 助成対象事業のブロック塀等を所有する者の2親等以内の親族。
- (4) さいたま市教育委員会が定める通学路に面する助成対象事業のブロック塀等（墓地に設置されているものに限る。）及び当該墓地を管理する者。ただし、当該ブロック塀等を所有する法人で、第1号の規定に該当しない場合は除く。

### 4 助成金等

要綱第3条第1号エに規定する要綱と同様の助成金等とは、さいた

ま市が行う道路改良等の公共事業、暮らしの道路整備事業、みどりの街並みづくり助成制度及び生け垣助成制度又は都市計画法第11条に規定する都市施設の整備に係る事業及び同法第12条に規定する市街地開発事業におけるブロック塀等の補償費または補助金とする。

ただし、みどりの街並みづくり助成制度及び生け垣助成制度については、ブロック塀等の除却費に限る。

## 5 法令その他の安全上の基準

要綱第3条第2号に規定する法令その他市長が定める安全上の基準は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法及び建築基準法施行令。
- (2) 軽量フェンス等のメーカーが指定する施工の仕様書等。
- (3) 建築基準法第42条第2項に規定する道路にかかる助成対象事業においては、道路後退部分の埋め戻しをすること。
- (4) アルミ格子フェンス等の面材は鋼板及びコンクリート板以外の軽量なものとする。

## 5の2 建替え工事の要件

要綱第3条第1項の建替え工事において、助成対象事業のブロック塀等が、建築基準法第42条第2項に規定する道路に面する場合、次の各号に定めるものとする。

- (1) みなし境界線（同法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線）から道の側にブロック塀等（基礎を含む。以下この号において同じ。）がある場合は、みなし境界線から道の側のブロック塀等を除去すること。
- (2) 新設する軽量フェンス等（基礎を含む。）は、みなし境界線から道の側に設けないこと。

## 6 必要な書類等

- (1) 要綱第6条に規定する市長が定める書類（別表第3関係）は、次に掲げるものとする。

ア 承諾書兼委任状〔取扱い様式第1〕：ブロック塀等の所有者が

複数の場合

イ ブロック塀等の安全性チェックリスト〔取扱い様式第2〕

ウ ブロック塀等の現況写真

エ 除却工事の施工範囲を明示した図面等

① ブロック塀等の概要図〔取扱い様式第2-①〕：別に作成する場合はこの様式に拠らない。

② 建築基準法（以下「法」という。）第42条第2項に規定する道路に面する場合には、道路中心線及び現況幅員を明示する。

オ 建替え工事の軽量フェンス等の仕様書及び図面（法第42条第2項に規定する道路に面する場合には、道路中心線から2m又は反対側の道路境界線から4m後退した位置を明示する。）

カ 助成金額の算定書〔取扱い様式第3〕

キ ブロック塀等が存する敷地に関する、土地又は建物の登記事項証明書、納税通知書及び課税証明。

ク 固定資産税調査同意書〔取扱い様式第4〕

納税通知書において納税義務者が複数の場合又はブロック塀等の所有を証するものが無い場合。

ケ 区分所有者の集会において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類（申請者が要綱第4条第2号に規定する区分所有者の団体である場合に限る。）

コ 助成事業の見積書

見積り日が助成金交付申請日から6か月以内のもので、除却工事費、建替え工事費、消費税相当額が明示されているもの。

サ 法人登記事項証明書

シ ブロック塀等の所有者と2親等以内であることが確認できる書類（申請者が第3条第3号の場合に限る。）

ス その他市長が必要と認める書類

(2) 要綱第9条第1項に規定する市長が定める書類（別表第4関係）は、次に掲げるものとする。

- ア 承諾書兼委任状〔取扱い様式第1〕:ブロック塀等の所有者が複数の場合
- イ 当該変更に係る図面
- ウ 当該変更に係る見積書
- エ 助成金額の算定書〔取扱い様式第3〕

(3) 要綱第10条に規定する市長が定める書類(別表第5関係)は、次に掲げるものとする。

ア 写真等

- ① 除却工事の写真(遠景及び近景とし、寸法値などの内容が確認できるもの)
- ② 建替え工事の写真(遠景及び近景とし、寸法値などの内容が確認できるもの)
- ③ 法第42条第2項に規定する道路に面する場合には、道路中心線から2m又は反対側の道路境界線から4mの後退位置を示す部位の写真

イ 工事契約書又は注文書の写し

ウ 工事請負者からの請求書又は領収書の写し(領収書は金融機関発行の振込証明に代えることができる)

エ その他市長が必要と認める書類

7 完了検査

要綱第11条に規定する完了検査については、事業実施箇所が法第42条第2項に規定する道路に面する場合に行うものとする。

8 震災等

(1) 要綱第7条に規定する交付決定を既に受けている事業で、大規模な震災または施工業者の倒産などの避け難い事由により、助成対象事業が長期に中断する場合(同一敷地で実施する建築工事等が同様の事由により長期に中断する場合を含む。)には、遅滞なく震災等報告書(取扱い様式第5号)に罹災証明書等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (2) 市長は、前号の報告があった助成対象事業における要綱第10条に規定する期限について、翌年度までとすることができる。
- (3) 第2号の規定を適用する助成対象事業については、要綱第3条第2項の規定（ただし書き部分を除く。）は適用しない。この場合の助成金の総額は、要綱第5条の規定による額を上限とする。

## 9 緊急事態宣言等

- (1) 要綱第6条に規定する申請を行う事業で、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言等の事由により、事業の完了予定が要綱第10条に規定する期限を超える場合には、申請書に理由書（取扱い様式第6号）を添付して申請することができる。
- (2) 要綱第9条に規定する変更承認申請については、前号の規定を準用する。
- (3) 市長は、前2号の申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、要綱第10条に規定する期限を翌年度までとして、当該申請に対する交付決定又は変更承認をすることができる。
- (4) 第1号から第2号の規定を適用する助成対象事業については、要綱第3条第2項の規定（ただし書き部分を除く。）は適用しない。この場合の助成金の総額は、要綱第5条の規定による額を上限とする。

## 10 契約の締結等

- (1) 要綱第7条第5項の規定は、助成対象事業が既契約の建築一式工事等に含まれるなどやむを得ない場合には、助成対象事業の着手とすることができる。
- (2) 要綱第9条に規定する事業の変更等については、前号の規定を準用する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要領は、令和元年7月17日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年12月24日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年7月5日から施行する。